

2018年9月5日

我々は、人権理事会決議 36/15 及び 32/11 に基づき、有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者並びに国内避難民の人権に関する特別報告者としての立場で申し入れを行う荣誉を有する。

この関連で、我々は、日本の福島県において現在進行中の除染及び再定住プログラムの下、避難者（「国内避難民」も）が直面している問題、並びに、避難指示解除の結果として、避難者がさらされる既存の及び潜在的なリスクに関して我々が受領した情報について、日本政府に対し注意喚起したい。

放射能レベルが高いままであると指摘されている福島地域に関連して、2017年3月までに避難指示を解除するとの日本政府決定についての関連のコミュニケーションが、2017年3月20日に複数の国連特別報告者から伝達された（事案番号 JPN 2/2017）。我々は、2017年6月8日付けの日本政府の回答を受領したことを認識しており、除染プログラムに関連して指摘された複数の点と、日本当局によってこれまで行われた措置に留意する。

また、福島県における除染プログラムにおいて雇用されている労働者の状況に関して、2018年6月28日に複数の国連特別報告者から送付された書簡（事案番号 JPN 5/2018）に対する日本政府からの回答に対し謝意を述べたい。本書簡における説明は、我々により、最大限の注意を持って検討されている。これらは、取り上げられた数多くの重要な問題に対する説明を提供し、除染及び避難指示解除のプロセス全体を解明しているものの、様々な情報源から我々のマンデートに伝達された情報及び証言に照らすと、我々がこれまでに表明した懸念は続いていることに言及しなければならない。

受領した新たな情報によれば：

2012年、日本政府は、東京電力福島第一原発事故により影響を受けた地域の放射線量を減少させることに寄与し、何万人もの被災者に対する避難指示の解除を可能とすることを目的とした除染プログラムを開始した。原発事故から7年が経過し、帰還困難区域を除いた殆どの地区の避難指示が解除され、福島の復興再生のための活動は、完全な履行段階にある。

2017年5月、日本政府は、福島復興再生特別措置法を改正し、除染の集中的な実施

及びインフラ整備を行うための特定復興再生拠点区域を創設した。

2018年1月、日本政府は、1時間あたり $0.23 \mu\text{Sv}$ （年間 1mSv ）である現在の長期的除染目標を、この指標は達成不可能であるとの観点から、見直すプロセスを開始した。

2018年5月現在、日本政府は、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の6町村のため特定復興再生拠点区域計画を認定し、計画を履行している。

除染計画は、避難者の安全な帰還のために受入れ可能なレベルまで、放射線を減少させることに失敗しているとされている。

福島第一原発の北西方向半径 $25\text{--}30\text{ km}$ にある住居の周りの線量平均は、1時間あたり $1.3\text{--}3.4 \mu\text{Sv}$ の範囲であり、近隣の森林や農地では、それよりも高いレベルが報告されている。また、科学的な証拠は、年間 $1\text{--}5\text{ mSv}$ の範囲を含む、低線量の放射線を浴びた人にも、癌の発生を含む深刻な健康リスクがあることを示している。

さらに、除染により生じた放射性廃棄物は福島県内の一時保管所（TSS）または、住宅地を含むとされている他の場所に保管されている。2017年6月時点で、福島県の汚染状況重点調査地域内に862のTSSが、2017年10月時点で除染特別地域内に255のTSSが存在した。

2017年8月、日本政府は、2019年3月まで、国が指定した避難者のための住宅支援を延長するとの計画を発表した。2017年10月現在、国が指定した避難者は、福島県によれば、53,275人とされている。この数字は、様々な報告によれば27,000人から32,000人にも上るとされる、任意帰還者又は政府の指定した避難地域の外からの自主避難者を含んでいない。

2017年3月、政府の指定した避難地域の外から避難した自主避難者に対する住宅支援の供給が停止されたと報告されている。2017年3月に実施された調査は、福島県外に避難した世帯の80%が、帰還の意図はないことを示している。

原発事故の被害者は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）で賠償を請求することができる。裁判外紛争解決委員会（ADR委員会）が、賠償の決定を発出する。ADR委員会は、福島の生存者、特に、自主避難者に対する必要な支援を十分に提供していないとの申立てがある。さらに、ADR委員会は、請求の評価プロセスを遅延させると主張して、医療専門家のインプットなしに損害と賠償を決定しているとの申

立てがある。

2017年10月10日、福島地方裁判所は、自主避難者も、平等に、福島第一原発事故の被害者であると認定し、その賠償を受ける権利を認めた。さらに、2018年2月7日には、東京地方裁判所は、東京電力に対し、330万円の損害賠償を2011年の原発事故後に福島県の故郷からの避難を強いられた原告それぞれに対し支払うことを命じた。

最近では、政府の避難指示解除及び住宅支援の提供を終了する自治体当局の決定の組み合わせにより、大多数の自主避難者が、計り知れない圧力の下に置かれている。自主避難者の多くは、引き続き退去の脅威の下に生活しなければならず、複数の家族が、自身に対する司法訴訟を提起されている。被災者及びその家族は、意思決定のプロセスに参加できない又は意見を聞かれないような状況に置かれており、そのことが、生活、精神的及び肉体的な健康状態、将来に深刻な影響を及ぼしている。

住宅支援の終了は、その多くが被災地を離れた母親及び子どもと被災地域において生活し働き続ける父親又は夫から構成される被災者世帯に、重い財政的な負担を課している。これらの家庭は、仮に帰還を強制される場合の放射能被ばくや、潜伏期間後に現れうる過去の被ばくの影響を恐れている。これらの懸念は、仮設住宅における現在の貧乏な生活状況や、自宅の喪失による悲しみ、将来に対する不安により、更に膨らんでいる。

福島県により集められたデータは細分化されていないため、避難者のうち特に脆弱な人々のニーズに対応することは困難となっている。数値や位置特定に関する統計がないことにより、どれほどの子ども、女性、障害者及び高齢者が原発事故及びその結果の再定住計画により影響を受けたかについての分析が不可能となっている。このため、心理的・社会的支援やカウンセリングを含む、的を絞った治療や医療サービスを提供することにより、これらの特定のニーズに対応することは大きな課題となっている。

障害者は、文脈的な脆弱性により、原発事故と直面するに当たって増大したリスクにさらされている。いまだに、原発事故のために設計された避難計画は、完全には障害者のニーズに対応していないようである。現在の国の緊急事態ガイドラインは、健常者に対して2つの避難ルートを提供しているのに対し、障害者については、避難ルート選択肢を1つしか提供していない。さらに、子どもと妊婦の放射線被ばくの可能性は、両者が特に電離放射線の影響に特に脆弱であることから、最大の懸念事項であり続けている。

国連特別報告者の書簡に対する2018年8月17日の政府回答において、日本政府は、

2018年のUPRサイクルにおいて「勧告を支持した」というのは正確では無く、2017年11月の第3回普遍的・定期的レビュー（UPR）対日審査の枠組みでなされた勧告を、日本政府は「フォローアップすることに同意する」とした旨明らかにしている。同勧告のうち1つは、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること、及び、福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子どもだった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続することを提案している。

我々はこれらの申立ての正確性について予断することを望んでいないものの、福島県における除染作業の文脈において放射線被ばくによる継続的な健康及び安全リスクに関して懸念が示されている。除染プログラムの影響は、脆弱なグループに属する人々を含めた多くの人々を、重大な制約の下に置き、これらの人々の基本的な人権の侵害をもたらし得る。

この機会に、我々は、福島事故により自宅から避難または自主避難した人々は、国内避難民（IDPs）に該当することを想起し、日本政府に対し、1998年の国内避難民に関する指導原則を含む、国内避難民の人権に関する義務を想起させたい。我々は、日本政府が1998年の国内避難民に関する指導原則を日本語に翻訳することを意図しているとの報告に留意し、指導原則の20周年に当たる2018年に下したこの決定を称賛するとともに、この申立書簡の対象となる避難者の状況に、同原則が適用されることを期待する。

人権、特に生命、健康、物理的な一体性、住居及び食糧に対する権利の享受に対する、現行の再定住プログラムの条件やモダリティによる影響に関して、特に懸念が表明されている。県庁の公式な記録において実際の避難者数を反映させない、又はこうした人々を国内避難民と認めないという決定は、地方当局が、多くの自主避難者に不可欠なサービスや財政支援を行う能力を損なうものである。

我々は、認定された避難者に対する住宅支援を2019年3月まで延長する政府のイニシアチブを歓迎するものの、放射線レベルが高いままの地域の避難指示を解除する決定や、以前は多くの世帯に提供されていた住宅支援を撤回することは、国内避難民の生命、安全又は健康にとって有害なレベルの放射線被ばくのリスクに置かれるような彼らの以前の住宅に、戻るようにとの重大な圧力を生むと懸念している。

帰還した避難者、及び既に福島各市町村に居住している者は、大量の放射性廃棄物の重量物運搬及び保管、並びに、廃棄物処理施設により放たれ得る放射線により引き起こ

される追加的な健康リスクに直面している。我々は、工業地域の放射性廃棄物の中で生活することに伴う長期的な心理的影響とともに、この実行が、今後何年か、増加し続けることが予想されている事実について懸念をもち続けている。

上記の申立ての事実及び懸念に関し、これらの申立てに関係する国際人権法文書及び基準を引用した国際人権法への参照に関する別添を参照頂きたい。

この問題の緊急性に鑑み、原発事故からの避難者の権利の保護のために、国際法文書に沿って、日本政府が行った措置に関する回答を頂きたい。

我々の注意を要するものとされる全ての事案について明確にすることが、国連人権理事会により我々に与えられた任務の下での責任であることから、下記の点についての日本政府の見解をお示し頂きたい。

1. 上記申立てに関する追加的な情報又はコメントがあれば、お示し頂きたい。
2. 福島第一原発外の放射を最小化するために取られた措置、改訂された長期的な除染の放射線目標レベル、及び除染の履行の期待されるタイムテーブルに関する更なる情報を提供頂きたい。
3. 女性、子ども、高齢者及び障害者を含む、原発事故及び現行の再定住プログラムの結果に対して特に脆弱なグループの人々のリスクを最小化し、これらの人々の権利を保護することを目的とした措置に関する情報を提供頂きたい。被災したグループとその位置に関する統計が分かる情報を提供頂きたい。
4. 特に許容放射線量を年間1 mSv 以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること、及び、福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続することを提案した、2017年11月の第3回UPR審査における勧告の履行状況を具体的に説明願いたい。日本政府が同勧告の「フォローアップに同意した」ことから、我々は、日本当局がこのコミットメントが当然に伴うとする、あり得べき行動及び履行措置について承知したい。
5. 国内避難民（IDP）に相当する、自主避難者の支援のために行っている措置、

特に、国際基準に従った恒久的な解決をこれらの国内避難民に対して達成することをどのように確保するのかをお示し頂きたい。恒久的な解決とは、避難に関連する特別な支援及び保護のニーズをもはや必要とせず、避難したことにより生じる差別なく人権を享受することができることを意味する。

6. 日本政府が、2012年の子ども被災者支援法及び国連の国内避難民に関する指導原則に沿って、2019年3月の避難者に対する住居支援の終了後に引き受けることを計画している支援措置又は不可欠なサービスに関する詳細を提供願いたい。
7. 自主避難者との間で協議がなされたか否か、また、意思決定における自主避難者の意味のある参加を確保するためにどのような取組がなされているかお示し願いたい。
8. 政府が、コミュニティーの参加を経て、放射性デブリの安全且つ適切な暫定的及び最終的な保管施設を提供するために取った措置についての情報を提供願いたい。

可及的速やかに回答を得ることが出来れば幸いである。日本政府の回答は、人権理事会に提出される報告書において入手可能となる。

回答を待つ間、我々は、公衆衛生及び環境を保護する観点からの暫定措置を実施すること、また、申し立てられている人権侵害に責任を有する人物の説明責任を確保することを求める。

我々は、近い将来、公に我々の懸念を示す可能性がある。我々の見解では、プレスリリースの依拠する情報は、即事の注目を要する正当な理由がある問題であることを示すのに十分に信頼できるものであろう。我々は、さらに、上述の申立ての潜在的含意について、幅広く公衆に知らしめるべきであると信じている。また、同プレスリリースにおいては、問われている問題を明確化するために、日本政府と連絡を取っていることを示すであろう。

(了)